

北九州市過積載防止対策実施要綱

制定 平成18年 10月 1日
改正 平成27年 8月 1日
改正 平成28年 4月 1日
改正 令和 6年 4月 1日

(目的)

第1条 過積載は、ブレーキ性能やハンドル操作の低下から交通事故を誘発するとともに、道路及び橋梁等の損傷の一因となっている。さらに、エンジンや車体に過大な負担をかけることから、騒音、振動及び排気ガスの増大を招き環境問題の一因にもなっている。

よって、この要綱は、別に定めがあるもののほか、過積載防止の取り組みを強化するため、発注者並びに受注者が過積載防止対策を統一的に推進していくことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 工事にあたり、土砂等を運搬する自動車（以下「ダンプカー等」という。）に関する過積載防止対策についての要綱であり、北九州市が発注するすべての工事を対象とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を越えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいう。
- 2 自動車車検証に記載されている最大積載量を超えた土砂等の積載は、「過積載」となる。
- 3 土砂等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という。）第2条及び同法施行令第1条で規定されている、次に示すものをいう。
 - (1) 砂利（砂及び玉石を含む）又は砕石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート
 - (2) 鋳さい、廃鋳及び石炭がら
 - (3) コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これらに類する物のくず
 - (4) 砂利状又は砕石状の石灰石及び砂

(法令遵守)

第4条 受注者は、道路法等、次の法令を遵守し過積載を防止しなければならない。

(1) 道路法(第47条)

車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

(2) 道路交通法(第57条)

車両の運転手は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を越えて乗車させ、又は積載をして車両を運転してはならない。

(3) ダンプ規制法(第6条)

ダンプカー等を使用する者は、経済産業省令・国土交通省令で定める技術上の基準に適合する積載重量の自重計(積載重量を自動的に計量するための装置をいう。)を当該ダンプカー等に取り付けなければならない。

(4) 道路運送車両法(第42条)

自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ運行の用に供してはならない。

(過積載防止への取組)

第5条 受注者は、過積載防止の周知徹底及び啓発等を行うなど、過積載の防止に取り組まなければならない。

(改善の指示)

第6条 監督員は、過積載を確認した場合、受注者へ指示書で積載量の徹底管理と再発防止を指示する。

(再発の防止)

第7条 受注者は、過積載があった場合、速やかに工事担当課あてに始末書とともに再発防止対策を文書で報告しなければならない。

2 工事担当課は、受注者の工事成績において厳格に処理し、今後の過積載の再発を防止する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、技術監理局長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。